
平成29年 第1回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成29年3月8日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

平成29年3月8日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑 (議案第9号～議案第15号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 (議案第9号～議案第15号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鎌水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	金子 好治君	税務課長	宇野 弘君
徴収対策室長	段野 弘美君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	保健課長	増岡 寿君
福祉事務所長	秦 克之君	住環境建設課長	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑（議案第9号～議案第15号）

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案質疑を行います。

それでは、議案第9号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の議案書の21ページをごらんいただきたいと思います。

議案第9号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,255万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

説明書は209ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料1億9,508万9,000円、前年度に対しまして775万5,000円の増、普通徴収保険料1億1,523万1,000円、前年度比較1,664万2,000円、この増額につきましては、昨年度後期高齢の軽減の改正がございまして、所得割につきましては7割軽減から5割軽減に縮小と、均等割の9割軽減につきましては、一度7割軽減と出ましたけども、9割に戻すということになっております。これにつきまして、現在のところ広域連合より試算結果として増額の金額が提示がされております。

続きまして、3款1項他会計繰入金、一般会計繰入金1億6,122万4,000円、前年度703万8,000円の増額でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰り入れ分の増額と、事務費につきましては連合会からの通知でございます。市の総務費の増額がございまして703万8,000円の増額になっております。

続きまして、繰越金、延滞金、償還金、それから市預金利子は前年度と同額、雑入につきましては1,000円減額をしております。

続きまして、歳出です。

ページ212ページ、一般管理費。一般管理費につきましては1,698万9,000円、前年度比較で573万7,000円の増額になっております。これにつきましては、職員の増によるものでございます。賃金の240万につきましては、臨時職員で昨年度までしてございましたけども、業務多様のため嘱託職員に切りかえて月額20万の12カ月、240万円を計上しております。総務費2項徴収費375万円、前年度2万3,000円の減、これにつきましては、後期高齢の徴収システム料等の金額で、前年度と同額でございます。

続きまして、214ページ、後期高齢者医療広域連合納付金、広域連合の納付金でございます。本年度4億4,878万1,000円、前年度2,572万円の増額でございます。これにつきましては、先ほどの歳入の保険料徴収分の増額等によります負担金の増額になっております。

3款1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と同じ100万円計上をしております。

4款1項予備費、本年度203万4,000円、前年度同額でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の218ページをお開きください。職員数につきましては、平成29年度から福岡県後期高齢者医療広域連合へ1名派遣をしなければならぬため、1名の増ということで2名となっているものでございます。それに伴いまして、給与、職員退職手当組合負担金、共済費、合計で615万円の増となっております。合計で1,151万1,000円を計上しているものでございます。

なお、派遣期間につきましては3年間ということになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 内容については特にありません。

1点確認したいのは滞納処分です。徴収課長にお尋ねしたいんですが、去年の3月8日に審議した折に、今年度から滞納徴収の一元化を図るという答弁がなされておりましたので、確認です。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 質問内容については、徴収の一元化ということでよろしいでしょうか。この件につきましては、昨年債権管理対策委員会の中で平成30年4月からの徴収公債権の一元化に向けて取り組みをするように決定したところでございます。現在はその移管に向けての実務者レベルでの検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、保険金の収入が特別徴収、それから普通徴収ともにふえてありますが、対象人員がわかってあったらお願いしたいと思います。これが1点です。

それから、218ページで広域連合への派遣で1名増員になっているということであるわけですね。この派遣した場合には、派遣した市町村が持つように決められているのかどうか、給料の関係ですよ。3年間ということですから、この割り振りはどういうことで決定されてあるのかお願いしたいと思います。

以上、2点、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 特別徴収、後期高齢の医療保険の負荷人数ということでございます。内訳については出しておりませんが、手元にはございませんけれども、総人数で5,252名が後期高齢の負荷人数でございます。

それと、人件費につきましては総務課のほうから。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） まず、給料関係でございますけれども、基本的に給料、諸手当等は派遣元の規定をし、派遣元が一旦支払いをいたします。その後に広域連合へ請求をし、広域連合のほうから負担金としていただく予定となっております。あと協定等について、そのあたりが協定書にうたわれてくるものと思っております。（「派遣のシステムは」と呼ぶ者あり）

ただいま市町村のローテーションの表を手元、資料を持ちませんので、後ほど回答をさせてい

ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 広域連合ということではありますが、現在県内に60の市町村がありますけど、この中で広域連合に加入している市町村は何市町村ですか。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 恐れ入ります。確認して御報告いたします。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） お手元の予算書の25ページをお開きいただきたいと思
います。

議案第10号平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,455万8,000円と
定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の説明書の227ページをお開きいただきたいと思
います。

歳入。県支出金、県補助金、本年度9万円、4万円の減額、これは利子返還分が減額になって
おりますので、それにあわせて減額4万円になっております。それから繰越金、本年度2,140万
円を予定しております。それから諸収入、元利償還の返済金でございます。貸し付けの収入で
ございます。本年度306万6,000円、元金収入といたしまして204万3,000円、利子分
としまして10万7,000円を予定しております。滞納分につきましては91万6,000円を
予定しております。

続きまして、次ページ、歳出でございます。

一般管理費7万2,000円、前年度から5万3,000円の増額をしております。これにつ
きましては消耗品で収納消し込み員及び納付書等の分で計上いたしております。

続きまして、公債費、起債の償還でございます。元利につきましては177万5,000円、
これは償還分の金額でございます。同じく利子13万1,000円、これにつきましても起債の

償還利子分でございます。予備費2,258万、前年度比較42万6,000円の増額で計上しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 住宅新築資金等貸付事業については、いわゆる232ページですか、この表を見ますと、本年度の元金償還見込み額が177万4,000円で、当該年度末の見込み額が170万6,000円ということですから、来年度は完済するということになりますね、これですよ。平成30年度でこれが終わることになりますが、問題は滞納繰越金が228ページを見ていただきますと91万6,000円ということでありまして。これ調べてみますと、平成26年度が36万円の滞納繰り越しです。それから平成27年度が55万6,000円、合わせると91万6,000円になりますが、問題は26年度、27年度が全く入っていないということなんですよ。だから26年ということになりますと、もう3年経過してありますが、そのまま放置しているのかどうかということなんですね。いわゆる早く滞納処分をやらないことには、いわゆる5年で時効になりますよ。このものについてはどうされているのかお願いしたいと思います。その内訳等について何か資料がありましたら、土地貸し付けもあったと思いますが、土地件数、あるいは建物の件数でわかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 人権・同和对策室長。

○人権・同和对策室長（安元 正徳君） 御質問の件でございますが、起債につきましては、御指摘のとおり平成30年度を予定しております。償還でございますので。

御指摘の滞納分でございますが、今の予定では平成32年度を予定しております。滞納分の件数につきましては、件数的には4件ですけれども、土地もございますので3名の方、物件としては4件でございます。

それから、27年度につきましては、成果表で決算のほうで滞納分の収入として83万4,195円の収入として決算をしております。この方につきましては、裁判の和解決定に基づきまして徴収をしておるところでございますが、現在も戸別訪問等をしまして収納に当たっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この91万6,000円というのは、27年度分は入っていないということですね。27年度は100万以上からの収入があつてということですから。この91万6,000円の内訳はどうなっているわけですか。

私は、前の年度からこう調べてきたんですけど、26年度の36万というのは入っていないわけ

ですね。27年度の55万6,000円というのは入っているということでしょう。では、この91万6,000円の内訳はどうなっているのかです。何年度分が幾ら滞納になっているのかですね。32年度に終わりますということですが、26年度は32年度ということになりますと6年ということになりますよ。時効がこれは5年と決められてありますからね。この辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 本年度の31万6,000円の内訳については資料で提示したいと思います。（「91万6,000円は、内訳」と呼ぶ者あり）91万6,000円の内訳については資料で提出をさせていただきたいと思います。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校の今村です。まず、自動車学校の事業の実施につきましては、議員の皆様の御理解と御支援をいただき運営を行っております。この場を借りてお礼を申し上げます。

それでは、議案第11号についての説明をいたします。29ページをお開きください。

議案第11号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計予算。

平成29年度うきは市立自動車学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,605万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

予算につきましては、自動車学校の歳入はほとんどが教習生の入学金、それから技能教習、学科料と検定等の金額で歳入を賄っているところでございます。

また、その教習生のほぼ90%が高校生という状況にございます。昨今の少子化の関係で高校生の数そのものが減少の傾向にあり、非常に厳しい状況になっておりますので、今回の予算につきましても、その状況を踏まえ緊縮した財政を組みたいというふうに考えて御提示したいと思います。

まず、考え方としましては、普通自動車の運転免許、入校生の予定数を425で積算をしております。昨年は430名でしたけども、5名の減ですが、これは経営努力も含めて5名の減で予算を計上しているところでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

予算に関する説明書235ページをお開きください。

主な歳入について御説明をいたします。

まず、1款2項1目手数料収入でございます。検定手数料、運転適正検査手数料、これらについては入校数の見直しにより減額した金額で計上しております。初心運転者講習手数料、3節でございますが、これは入校生とは別でございます、免許取得後1年以内に3点以上の事故もしくは違反をした者に対する講習が、公安委員会から指定を受けますので、この方たちの講習の手数料収入でございます。

それから次に、1款3項1目授業料収入でございます。入学申込金収入、技能教習料、夜間割り増し教習料、学科教習料、補習教習料、夜間教習補習、全て実績をもとに――補習、教習等につきましてまでは、先ほど申し上げました予定人数に対して計上し、夜間及び補習については実績をもとに計上しております。

次に、236ページをお開きください。

3款1項1目財政調整基金繰入金でございます。749万5,000円を今年度計上しておりますが、29年度未定年退職者の退職手当相当分をここに計上させていただいております。昨年は1,588万9,000円計上させていただきましたが、マニュアル車9台の更新と、それから送迎車1台の購入をこれで計上させていただいております。今年度は退職手当分をここに計上させていただいております。

次の237ページをお開きください。

下のほうの5款2項1目受託事業収入でございます。県警から受託している仮免許事務、これは仮免許試験と、それから仮免許証の発行手続の事務手数料でございます。

それから、高齢者講習、これは予備検査を含む高齢者講習全体の受託分でございます。

それから、原付講習の受託事務、この中で高齢者講習につきましては、3月12日で法律が改正され、改正法が施行されまして講習の内容が大きく変わります。これまで認知機能検査等で低い値だった方も同じように講習を受けておりましたけれども、今回は低い値の場合については医師の診断等が必要になり、医師が認知と判断した場合については、その場で免許取り消しになりますので、若干そういった動きもあって、ちょっと読めないところがございますので、高齢者講習については、現制度に基づいたところでの積算をしているところでございます。

原付講習につきましては、最近、高校等の規制が非常に厳しくなっておりまして、原付免許を

取得される方が年々減少しているところをごさいます、そこを見込んだところで受託事業収入として上げているところです。

次の238ページでございます。5款3項1目雑入392万9,000円、大体ほぼ前年度並みでございます、教科書販売手数料、それから庁舎間バスの委託を受けておりますので、そういったものが主な収入になっております。

次に、歳出の説明をいたします。自動車学校は御承知のとおり独立採算でやっておりますので、歳出を組む場合にも歳出を見据えて緊縮ということで、必要最小限、経常経費、それと、どうしても必要なその年の特殊分というところを念頭に置いて精査して計上しているところでございます。

239ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費でございます。1億795万9,000円を計上しております。これにつきましては、3節職員手当等のところの一番下にあります退職手当、先ほど少し御説明をしましたけれども、29年度末定年退職者の退職手当がここに計上した分が増額という形になっております。

それから、12節の役務費でございます。9,000円という小さい数字でございますが、昨年はこれ上がっておりませんですけれども、校舎借り上げの火災保険料相当をここに計上させていただいております。

13節から14節、委託料、それから使用料及び賃借料につきましては、通常必要な経常経費を上げているところでございます。18節備品購入費5万円につきましては、シュレッダーを上げております。シュレッダーが昨年故障をいたしまして、現在使えない状態になっておりますので、個人情報等の適切な処分を行うためにシュレッダーを1台予定しているところです。現在は市役所のシュレッダーを借りて処分をしているところでございます。19節負担金、補助及び交付金、これも経常経費、最低必要な経費を計上しております。

次に、2項事業費1目事業費3,246万3,000円でございます。14節使用料及び賃借料、11節から13節は必要な経費、最小限の経費でございます、14節の使用料及び賃借料につきましては、学科教材及び機器賃借料で54万5,000円を計上しております。これは平成28年度から学科教習ソフト、これとあわせてパソコン2台をリースしております。学科教習ソフトにつきましては、10年以上経過して内容が現在にそぐわないということで、昨年レンタルで借り上げをしております。それに伴いまして、それを教習に使いますパソコン2台をリースとして5年契約をしている分の継続分、それとあわせて平成29年度から高齢者講習に関しては、ドライブレコーダーを使って画像をとって、パソコンにそれを投影して個別指導を行うというふうな内容の講習の内容になっております。そのためにパソコン2台を追加して、これにリー

ス料として加えているところがございます。この分で合わせまして54万5,000円という金額を計上しております。

続きまして、23節のところの242ページです。濟いません。23節の償還金、利子及び割引料のところ、これも前年度はない予算ですけど、過年度自動車学校教習料返還金というので3万6,000円上げておりますけれども、これは教習生徒が退所した場合に返還する必要がある際に、過年度の収入分については当該年度の戻し出しではできませんので、この予算立てをしておかななくてはいけないということで上げております。金額については、想定がちょっと難しいので、昨年、28年度の実績をそのまま上げさせていただいております。

最後に、27節公課費でございます。やはり消費税等の納付金が非常に大きくなってきております。993万8,000円を計上しているところです。

最後に、243ページ、予備費として562万9,000円を計上しているところがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の244ページをお開きください。職員数につきましては4名の減を見込んでおり、13名としております。給与、退職手当組合負担金、共済費、合計で8,289万1,000円を計上しているところがございます。前年度比で1,091万6,000円の減を見込んでいるところがございます。

主な要因につきましては、昨年3月議会で御確認いただきました自動車学校職員の給与条例に基づく職員数13名を記載をしております。ほかにつきましては臨時職員ということで整理をさせていただいているものでございます。

なお、今年度末に1名の定年退職者が見込まれておりますことから、退職手当749万5,000円を計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 学校長も言われたように、少子高齢化で生徒の受け入れ数がどんどん減少して、非常に収入面が厳しいことはもう私たちも承知しております。収入の中でも高齢者講習業務受託が955万5,000円の予算が見込まれておりますが、直近のデータでいいんで、一番正確なデータでいいんですが、何人ぐらい受けられて、そして収入が幾らあって、そして受託料として自動車学校にはそのうち何%入っているのか。その辺わかりましたらぜひ教えてほしいと思います。というのは、やっぱり地元の間人として、ぜひうきは自動車学校で受講

したいと思っておりますので、それを促すためにもぜひうきは自動車学校を利用するというアピールをしたいなと思っておりますので、ぜひその辺の数字的なデータをお願いしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 直近のということでございますので、後日作成して提出をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 数字が出る前に確認だけしておきたいんですが、私も、もう73で、2回も受講したんですね。1回6,400円やったですかね。払って、それが全部自動車学校の収入になっているわけじゃないでしょ。それだけわかっておけばいい。後は数字をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 75歳未満ですと5,600円いただいておりますが、これは全て県のほうの収入になっております。受託につきましては、県等と契約をいたしまして、1件当たり幾らということで契約に基づいて受託料が支払われていると。5,600円イコールが自動車学校に来ているわけではございませんので、私たちとしては5,600円に近い数字でいただきたいということを県のほうには要望しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） ちょっと職員の数と講習の内容に関してちょっとお聞きしたいんですけども、昨年から17名だったのが13名って少なくなっていますよね。昨年、不慮の事故で亡くなられた方もおられるけれども、それで臨時職員のほうに行っているから実際は13じゃないのかなちゅう気もしますけれども、講習、今先ほど大越議員からもあったように、高齢者講習の件を含めて、その人数で対応できるのかどうか、それが1つと。

それから、高齢者講習が法改正で検査内容が結構ふえると思うんですよね。それで今でも高齢者講習を受ける、受けたいという希望が100%うきはで受けられないということで、久留米とか甘木とかに行っている方がかなりうちの近所にもいるんですね。3カ月の中でやるということはわかっているんですけど、なかなか思った日に行けないとか、枠があるからということで。その辺の対応を含めて、来年度、十分充足、希望者、要は受講希望者に対して講習を十分できる体制ができていのかどうか。それと公安のほうから規程があって、これ以上はふやせないよちゅうのも、多分時間規制があるから、午前中3名の6チームかな、何かそういう人数が規制されとると思うんですよ。その枠をふやせないかどうかですよね。ということで、この人数でそれをしたときに対応できるかどうかをちょっとお聞きしたいと思えますけど。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） まず、職員につきましては、現在、自動車学校の体制は16名でございます。校長1名、副管理者2名、指導員11名、事務職2名ということで16名で、体制でやっております。指導員が11名ございまして、この中、副管理者を含めると13名で指導員をやっているところです。昨年1人、退職という形で年度途中ありましたけれども、1月1日に1人採用しております。これは27年度末に自己都合で退職された方の補充をしたところですが、今のところ1名減の状況になっているところです。

それと、高齢者に関する受講希望に関しましては、まずは職員の資格取得、現在、あと2名、高齢者講習の資格を持っていない職員がいます。これにつきましては、昨年茨城にあります中央研修所、ここで受講しますと資格証がもらえます。旅費、それから受講料、高いんですけども、残り2名、ぜひ29年度中に取得をさせて、まず体制をつくりたいと。

それから、受講がなかなか希望どおりにいかない、待ち期間が長いというのは、これはうきはだけではなくて全国的な問題になっております。今度から新しい新制度になりますと、ちょっと長くなってしまふとあれなので簡潔に申し上げますと、認知機能検査で1という診断、判定が出ますと、まず専門の医師の診断書が必要です。2カ月以内に診断書をとって受講を受けないといけないということになりますので、そういった内容で受講の内容が複雑になってきております。そのために認知機能検査と、それから高齢者講習を受けるタイミングが少しずれてまいりますので、そういった中で当分の間は新制度と旧制度が9月まで続きます。そのために新制度の講習日、それから旧制度の講習日あわせて今予定を組んでいるところございまして、昨年よりも回数をふやして免許が失効しないように、できるだけ、しかもうきはで受けていただくように回数の枠を今ふやしているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、自動車学校の収入は新しく免許を取られる方の収入でほとんど賄っているところございまして、そのかわりに高齢者講習を行うことでその分を補うことができるかっていうと、非常に難しいところもございまして、学校経営の問題もありますが、そのところは高齢者講習も非常に重要だと認識しておりますので、先ほど申し上げましたように、従来よりもさらに円滑に受講ができるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 高齢者講習の件で充足していただければ幸いですけれども、今度はその検査の中で、自動車学校で講習を受けて、あなたは認知症が云々とか、いろんな身体的な不自由さで運転には適していませんよということで免許更新できないですよということでは言えないということで、講習をただで更新するのは警察へ行くということですよ。だ

から、そのときにコメントか何かを、警察署のほうにコメントか何か書くようになっているんじゃないかなと思うんですけど、一般質問でも言ったんですけど、事故が非常に多いというところで、ある程度規制しないと、本人は運転したい、でも、その能力的なのが低下しているというように判断されたときに更新できないという権限がないというか、それがないとお聞きしていますからね、その辺は今後どうなる、そのままの状態なんですか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（1，川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校には御指摘のとおり、免許を継続できるかできないかという判断はできません。警察庁方式に基づく認知機能検査を行って、その結果を御本人に伝えるというだけでございます。その結果は、県警本部のほうで集約をして、県警本部のほうから専門の医師の診断書を出すようにという通知が参ります。その診断書を提出しないと、高齢者講習は受けられないという状況になっておりまして、あくまでも運転が継続できるかできないかにつきましては、警察及び専門の医師の判断ということになります。

○議長（1，川 正男君） ほかにありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 関連でありますけれども、高齢者向けの件であります、全国的にやはり高齢者運転の待ちが長期化しているというのを言われておりますが、12道県で5カ月以上の待ちということだそうではあります、本市としてはいろいろ講習会を受けたりして手を打っているようでありますので、現在、新道路交通法改正によって認知症の検査まで含まれますと、また混雑が予想されるわけではあります、現状がどのくらい待ちがあるのか、そして、いろいろ手を打っていることでどのくらいに抑えようとしているのかわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（1，川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） はっきりした数字は申し上げられませんが、今の申し込み時点で大体3カ月待ちでございます。

それと、免許の期限が逼迫している方につきましては、あいている日を受講できるように調整をして、受講をしていただいているところでございます。

○議長（1，川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） もう一つお聞きしとったんですが、いろいろ2名ほど講習を受けさせて手を打っているということですが、今3カ月がどのくらいになるかわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（1，川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 体制としては十分とれるように行いますけれども、これまた受講者の関係もございまして、2人ふえることによってどれだけ縮まるかということについては

ちょっと明確には申し上げることは難しいと思います。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 239ページの3節の検定員の手当で50万4,000円っていう予算を組んでいるわけですが、ちょっと再確認ですが、検定員というのは具体的にどういうことをやっているのか、先ほどから茨城行ってどうのこうのってちょっと聞き漏らしたんですが、もうちょっと具体的にお願いします。

現在何人いるのか、それと、この8節の教習生の勧誘の報償金ということでございますが、これはどういうことをやっているのかというのを伺いたいと思いますが、その2点。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） まず、検定員手当でございますが、検定員は現在8名おります。これは公安委員会の試験を受けて検定員という資格をもらった者でございます。この検定員につきましては、仮免許の実技、それから卒業試験の実技、これの検定ができるということでございまして、この検定員の資格を持たないと、いわゆる卒業検定、仮免許検定の試験ができないということでございます。この検定員が行った検定については、試験場での実技が免除されると、そういう資格を持っているわけでございます。

それから次に、教習生の勧誘報償金でございますが、これは入校した方がお友達を紹介というときに、私が紹介しましたということで紹介状を——この方から紹介をいただきましたということで入校した方に、紹介者に対してお渡ししているお金でございます。普通自動車が5,000円、それから自動二輪が3,000円というふうに条例で決まっているところです。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。8番、伊藤議員。委員会付託です。

○議員（8番 伊藤 善康君） 委員会付託になっておりますが、何回も決算のときとか発言したと思いますが、うきは市からよその市外の自動車学校に行っている方、先ほど藤田議員からも出ていましたが、これは高齢者か、高齢者講習ばってんが、その受講生、主に高校生ちゅうことじやったですね。ことしの予算も見込みで、生徒数が減少するというところで出ていますが、営業活動ちゅうかな、その辺をちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

それと、独立採算でやっていますが、うきは市立なので、市も巻き込んで、私は広報とかでどんどんやってくれということをお願いしとったと思いますが、その辺はどんなになっておりますか。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 営業活動につきましては、区域内のうきは市以外も含めてですけども、学校等を訪問して、自動車学校のPRを行っているところです。ただ、高校等に対して、生徒をぜひうちにとか、そういったことは、そこまではちょっと言いにくいところもござい

ますので、うちの特徴をしっかりと御説明して、あるいは、その教習料等がほかよりも安いですよと、そういったことについてのPR等は行っているところでございます。

またあわせて、区域内の企業等から安全教室とか安全運転関係の講習会等の依頼もございまして、そういったことの機会を含めて、ぜひ御親戚、御子息等に対しての入校等の働きかけをお願いしているところでございます。

それから、市の広報誌を使つての勧誘につきましては、ちょっと今回、実績ございませんでしたので、来年度からはしっかりこれも活用させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） とにかく受講生確保にやっぱあらゆる手段を使ってよかち思いますよ。そうせんとやっぱ、まだまだ減ります、これは。私たちは自動車学校はぜひとも存続していただきたいと思ひますので、大きな赤字が出ることになったらもういよいよ店じまいせにゃんかもわからんけですな、まあそこは校長の腕にかかっております。市でん、何でん市長でも、巻き込んでやってもらいたいと思ひます。その決意をちょっとお願いします。

それと、先ほどの質問ですが、市内から市外の学校に行きよる。親が多分、特に吉井町域ですね。浮羽町域は多分浮羽町立の学校やったけん、町にほとんど行ったと思ひますが、吉井は、多分親が甘木とかほかんどこに行つとって、子供も行きよるちゅうことだろうと思ひます。それで、1人でもそれを逃がさんごと、親を説得していただきたいと思ひます、子供よりか。その辺をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校は運転免許を取るだけではなくて、地域の交通安全センターとして非常に重要だというふうに思っております。規模は小さくなつても、しっかり経営を安定させて継続させていきたいというふうに思っているところでございます。

また、営業活動については、市長からも指導を受けまして、ことしの成人式等ではほとんど免許取っている方は多いと思ひますが、ふるさとに帰つてきて、夏休み等を利用して、大学生の方がもう1回夏休み中に、じゃ、うきはで取ろうという気持ちを起こしてもらつたために、成人式等でパンフレット等を配付して御案内をしているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務課長のほうから、さっきの議案についての報告があります。これを許可します。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 先ほど議案第9号で後期高齢者医療広域連合の派遣の関係でござい

ます。

まず、幾つの市町村が加入しているかということでございますが、これは全市町村が加入をしているものでございます。県内の全市町村が加入しているものでございます。

それから、派遣の期間、ローテーションの関係でございますが、全部の市町村に割り当てられるようなローテーションが組まれております。うきは市の場合が平成29年度から31年度です。次に回ってくるのが平成35年から平成37年というのが、次のローテーションでうきは市のほうに回ってくる予定となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 今総務課長から説明がございましたけれども、加入団体につきましては県内60市町村全加入でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、議案第12号平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書35ページをお願いいたします。

議案第12号平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,645万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

予算説明書の253ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目簡易水道使用料、1節現年度分といたしまして734万8,000円を、また滞納繰越分として30万8,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。3款1項1目1節一般会計繰入金として650万円を計上しております。3款2項1目1節財政調整基金繰入金として100万円を計上しておるところでございます。

続きまして、歳出の部でございます。予算説明書の256ページでございます。

歳出。1款1項1目一般管理費といたしまして25万9,000円を計上しておるところでござ

ざいます。

次ページをお願いいたします。2項1目施設維持管理費といたしまして836万6,000円を計上しておるところでございます。内容につきましては、鷹取、富永各簡易水道施設の維持管理費等でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 簡易水道のメーターですね。メーターの切りかえをずっと各戸、今回っている、終わったところもありますけど、今回っていると思うんですけど、それで昨年よりは相当、昨年が400万ぐらいかかって、ことしは少ないちゅうのは、ほとんどもう今年度で終わって、あと残りの分が21万ぐらいだという意味でございますかね。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） そのとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号平成29年度うきは市下水道事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書の41ページをお願いいたします。

議案第13号平成29年度うきは市下水道事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ11億4,084万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、46ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

それから、水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

続いて、下段でございます。「第3表 地方債」、起債の目的、下水道事業、限度額3,490万円、起債の方法、証書借入れ、利率3%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、予算の説明資料のほうでございます。ページが263ページでございます。

歳入。1款1項1目公共下水道事業分担金636万円、内訳といたしまして、1節現年度分といたしまして508万6,000円、2節、滞納繰越分といたしまして127万4,000円を計上しております。

2款1項1目公共下水道施設使用料3億7,634万7,000円、内訳といたしまして、1節現年度分といたしまして3億7,187万4,000円、2節滞納繰越分といたしまして447万3,000円を計上しております。

2目1節土地建物使用料、吉井浄化センターメガソーラー土地使用料として249万9,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。3款1項1目1節下水道費補助金、社会資本整備総合交付金といたしまして350万円を計上しております。これにつきましては、基幹工事700万円の2分の1の国庫補助となっておりますところでございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金といたしまして7億600万円を計上しておりますところでございます。

続きまして、歳出でございます。説明資料の267ページでございます。

歳出。1款1項1目一般管理費といたしまして8,179万7,000円を計上しておりますところでございます。

主なものといたしまして、13節の委託料、下水道事業地方公営企業法適用支援委託といたしまして1,189万1,000円を計上しておりますところでございます。

次ページをお願いいたします。27節の公課費、消費税等納付金といたしまして1,810万7,000円を計上しておりますところでございます。

次ページをお願いいたします。2項1目施設維持管理費といたしまして2億5,659万6,000円を計上しておりますところでございます。

主な内訳といたしましては、13節委託料、浄化センター管理委託料といたしまして7,463万7,000円、汚泥処理委託料といたしまして1億900万2,000円を計上しております。こ

れにつきましては、浮羽、吉井、屋部浄化センターの維持管理費及び汚泥処理委託料になっておるところでございます。

続きまして、271ページをお願いいたします。2款1項1目公共下水道建設費といたしまして8,045万円を計上しております。

主な内容といたしましては、13節の設計委託料といたしまして1,960万円を計画をしておるところでございます。内容につきましては、浮羽処理区事業計画変更の委託料になっておるところでございます。

続きまして、15節工事請負費、管渠工事といたしまして4,000万円を計上しておるところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。3款1項1目23節市債元金といたしまして4億9,907万4,000円、2目23節市債利子といたしまして2億408万7,000円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の274ページになります。職員数につきましては5名となっております。公共下水道建設費の減少等を踏まえまして、配置職員数の見直しを行った結果、1名の減となっているものでございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で4,066万1,000円を計上しているものでございます。前年度比較では195万5,000円の減少となっているものです。主な要因につきましては、配置職員数の減少によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） かなり市内事業が終わってきているようですけれども、あと対応するための件数が、吉井、浮羽、それぞれどのくらいになっているのかわかっておれば教えていただきたいと思いますが。地域と戸数ですね、わかれば。（発言する者あり）下水道工事のまだ、未接続。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この公共下水道につきましては、おおむね28年度で概成をしております。ただ部分的に残っておりますところもございます。29年度で予定をしておりますのは、浮羽町でいきますと流川の小坂地区、こちらのほうが約120メートルほど管渠工事が残っております。それから、同じく宮本地区、こちらのほうが80メートルを29年度で予定をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「吉井はないですね」と呼ぶ者あり）住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 吉井のほうは今のところありませんけれども、吉井につきましては来年度ですかね、久留米、うきは工業団地の関係がございまして、こちらについては30年度を一応予定をしておるところでございまして、こちらにつきましては、造成工事の進捗状況、あるいは県の企業局のほうと調整をしながら下水道の計画をしていこうというふうを考えております。

それから、29年度のこの工事に伴います受益戸数でございまして、戸数について、ちょっと今手元のほうにございませぬので、後ほどまた正確な数字、予定戸数のほうを報告したいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ちょっとせこい質問になるかなと思うので恐縮なんですけど、私のところは商売をやっている関係で下水道使用料はポンプから、ポンプが水をくみ上げた量で計算ということになっていますよね。だけど、下水道に流さない、道路に散水する、あるいは植木とか鉢物に、庭に散水する、車を洗う、そういったものも全部下水道使用料として払っているわけですよね。ちょっとおかしいなということで検針の方にお尋ねしたら、子メーターをつければいいですよと、そういった洗車に使う水とか、道路に、畑に、庭に散水する水は子メーターをつけて、そっちですれば、それを差し引いて下水道使用料になるからということ、実際そういうことをしてあるところもあると聞いております。

それで、そういったことをやる場合の個人の負担はどうなっているのかということ。工事費、あるいは子メーターを別につけるといふところの費用について、わかっておりましたらぜひ教えてほしいなと、今後の自分も検討したいなと思っておりますので、最初に言いましたように、ちょっとせこい話なんですけど、やっぱりメーターで払うようになってから車も余り洗わなくなつたし、暑い夏に前の道路に水もふらなくなつたし、そういったことで、どうにかできないのかという思いがありますので、そういった子メーターをつける場合の費用負担、そういったものについてわかっておりましたらお願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この下水道につきまして、事業所等につきましては、この下水道の排出量、今言われますように、事業所につきましてはメーター等の設置を市のほうで行っております。ただ、今言われますような、その子メーターにつきましては、申しわけございません。ちょっと確認をいたしまして、その子メーター設置に伴います費用についてのところにつきましては後ほど回答のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 269ページの13節の委託料ですけれども、以前から毎年のごとく質問が出てあると思いますが、汚泥処理委託料ですね。昨年移動脱水機を交換するから少しは下がるんじゃないかというようなことをお聞きしたような記憶があるんですが、交換しても効果が出てないのかなということで、昨年より700万ぐらい費用がアップしていますが、その辺は効果があったかどうかと、高くなった要因ですね。処理量が多分、接続率が上がってきたから、戸数がふえたから量がふえたちゅうのは大体わかるんですけど、その辺の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今御質問の移動脱水車でございます。この移動脱水車は吉井処理場のほうで汚泥処理のために使っておる機械でございます。今申されますように維持管理費、この汚泥の経費の節減ということでございます。当然、原課としてはその経費節減に努めるべきでございます。ただ、28年度につきましては、27年度、吉井地区の福久から長野あたり、あのあたり、場所で行きますとアリーナの裏でございますが、あのあたりの管渠工事が行われております。これに伴いまして、既に新規のつなぎ込みが250件を超えております。当然汚泥処理の量も減らす努力——減らす努力ではございません。経費の節減の努力をするのは当然ではございますけれども、28年度の実績として新たなそういった新規のつなぎ込みが250件を超えておるといところでございます。29年度の予算といたしましては、浮羽のほうで650トン、それから吉井のほうでは1,000トンの汚泥処理量の予算計上を見込んでしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 先ほど質問で吉井がほとんど終わって、あと造成地の関係と、それから浮羽のほうで2カ所というようなことですが、現在の接続率がどのくらいなのか。それと、いろんなときに宴会とかがあるんですが、業者さんがなかなかやっぱりつないでもらっていないというのがあって、冗談みたいに、つないでいるところしか議会は使わんようにしようかみたいな話も出たぐらいなのですが、そのあたりの接続に対する努力というか、そういったのの方面はどんなふうに努力していかれるつもりなのか、よければお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 下水道の普及率でございますけれども、昨日の公共施設等総合管理計画のほうでもインフラの状況というところでうたわせております。下水道の普及率というところで94.2%というところで数字のほうを上げておるところでございます。

ただ、今もう一つが、今度は事業所の言われるつなぎ込みのことだと思っております。この事

業所については、当然推進をしながら下水道接続をお願いしておるところでございます。まずは、その事業所については、原課のほうでもその数の把握というのがまず第一かなというふうに思っております。この事業所につきましては、以前はいろんな統計等がありまして、事業所統計等がありまして、そういった情報等があればよろしいんですけども、最近そういった調査等があつておらず、なかなかその事業所を、総数をつかむというのがですね。そう言いながらも原課のほうでは事業所の把握に努めておるところでございます。

それから、その推進でございますけれども、二十七、八年度、こういった接続の推進員という方々を選びまして、その推進をやっというふうにしておったわけでございますけれども、実際その推進員さん方のほうで回ってもらっておりますけれども、なかなかすぐにその接続率につながるというふうな状況ではございません。しかし、これをやめてしまえば、なかなか接続率も上がらないというところで、この推進員を継続するのか、新たな推進を図っていくのかというのは今後自分たちに課せられた仕事と思っておりますので、引き続きこの推進のほうにつきましては、努力をしていくというふうに思っております。

接続率の関係でございます。申しわけございません。水洗化率というところで71.9%のほうがこの管理計画のほうに明示しているところでございます。71.9%が水洗化率というところで明示をさせておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。12番、高山議員、3回目。

○議員（12番 高山 敏枝君） はい、3回目。工事が終わって3年間っていうのは、接続に対する奨励金がありまして、そういったことでやりやすいと思うんですが、やっぱり何か契機が抜けた後っていうのは、できた後でもなかなか新たに接続するという方が少ないと思いますので、やっぱり早期にそういう推進はぜひやっていただきたいと思います。

うちの近所もかなり、もう前にしていただいたんですけど、そのときにしていない方が新たにというのはなかなかやっぱり難しい面があるようですので、そのときに理由もありましようけれども、それが延びると余計にしくてもいいみたいな形になっているのが現状のようですので、年期がたって新たに加入というのはやっぱり家族構成が変わったりとかって、そういうときでないとなかなかできにくいので、できればやっぱり工事が終わった段階で早急にそういったものをお願いしていただきたいと思っておりますし、それから、事業所についても同じと思っておりますが、やっぱり近隣を調べてでも、事業所に対する減免措置とかそういったことをもっと打ち出していただき、市内は全部かたっていただくというぐらいに努力をすべきじゃないだろうかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 推進の、接続の補助金ですかね。接続可能になりまして3年

間で、その接続の補助金があるわけですが、現在未接続のところにつきましては、もうその交付要綱も、もう当然期限が切れておるところでございます。なかなか諸般の事情、それぞれ各家庭の事情がございまして、生活環境の改善だけではなかなか経費も伴いますものですから、そこまで、余り家の中までの立ち入った話や相談というのも難しいところはございますけれども、やはりその生活環境の改善、つなげれば環境もよくなるし、当然自然環境にも優しいというところでこの下水道事業が始まったものというふうに考えておりますので、今後も引き続き一般家庭のつなぎ込みの推進につきましては、あらゆる方面と申しますか、昨年度は各校区の接続率ということで4月初めの区長会の折に、当区の接続率はどういうふうなお知らせもしたところでございます。しかし、区長さんたちが個人の家、未接続のところをお願いするわけにもいけないというところもあるかと思えます。

今後は原課といたしましては、下水道の工事業者のほうも協力を得まして、業者のほうからそういう営業もできないだろうかというふうなちょっと話はしておるところでございます。ですから、あらゆる方策を練って、そういう接続のほうをお願いしていこうかなというふうに考えておるところでございます。

それから、事業所の推進でございます。今言われますように、事業所によっては大量の水の排出をするところ。特に温泉等とかあるわけでございます。温泉等につきましては、もう現施設が浄化槽等の設置をされてありまして、営業を行っておるわけでございます。そうしたところが下水道をつなぎ込むことによりまして、やはり処理量が一気にふえると、そうすると費用対効果と申しますか、比べた場合に、やはりその浄化槽のほうが経費的に安いと、そこで今言われますように、じゃ、その事業所に対する利用料金のところの考え方が出てくるのかなというふうに思っております。

正直なところ、まだその大口の利用のところの、その利用料金に対する免除とかの検討はまだ具体的には行っておりませんが、これからそういった事業所への接続の推進を図る上では、やはりそういったところも一つの検討をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

今後の事業所推進につきましては、そういったところも踏まえまして、原課のほうで検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 高山議員の話の接続率アップの推進ですね。これはぜひやっていただきたいということで、前から大分提案したりもしているんですけど、朝倉なんか、前も言ったと思いますが、分館ですね。公民館に、あなたのところは100軒あるけど、80軒入って20軒入っていませんというのを張っているんですね、各公民館で。そして、刺激を与えて入

っていないのはいけないなというようなことを出しているという、ちょっと荒治療かもしれませんがね。そういうことで、各行政区、158区ごとに全部布設じゃないから158ないとは思いますが、山間部とか対象外がありますから。あなたのところは接続可能な戸数が何軒ありますよと、そして何軒入ってませんよちゅうのを何かで、数表で出してね、みんなに公表したらどうかというので、これは個人情報には触れないと思いますからね、普及率アップのための施策として何かを具体的に動かないと、例えば高齢者でひとり住まいというところで、もう子供たちも帰ってこなくて、もう今のままでいいというところもあるし、費用が負担、かなり水周りを改修したら何百万ってかかるところもあると思うんですよ。だから、その辺の費用負担があるからどうしても入れないと、したいけどできないというところもあるかとは思いますが、そうじゃないところもかなり見受けられるんですよ。ほんで、住環境のあれで、下水道の係のところに行けば、どこが入って、どこが入ってないちゅうのは全部リストアップがあるじゃないですか、地図の中でですね。そういうことで集計するのはイージーだと思うんですよ。だから何らかの形で接続率アップの推進をぜひ進めない限りはできないんじゃないかなちゅう気がします。

それともう一つ、事業所ですね。大口下水の入ってないという、伊藤議員からも前からいろいろ特例を出して、単価を下げても加入させたらいいんじゃないかと、浄化槽を使うよりは、管理費より安い費用で提案したらどうかということ言っているけど、いまだになかなか試験的にはやっているけどできてないという状況なんですよ。

商売をやっている方ですね、食堂とか居酒屋のなところ、一般大衆とかいろんな方が利用する、そういう飲食業のところすらやってないところがあるんですよ。だから、そこも何か、ここは下水道を接続しているお店ですよちゅうステッカーを張るとかね、そういうことをして、張っているところはいいんですよ、やっている、つないでいるよちゅう、そういう差別化をしないとね、なかなかこれは現状として推進できないんじゃないかなということを感じますから、その辺、具体的にさうしようかなという気があるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 先ほど申しましたけれども、昨年4月の第1回目といいますか、区長会がございました。その折に、下水道、各集落の下水道の接続率というか、そのパーセンテージを出しております。公表ではなく、各集落に封筒入りで、おたくの集落の普及はこれだけですよというような表をあげておるところでございます。

じゃ、それを皆さんのところで、あそこの集落がこうこうこうというのが、そこまでいいのかなという、ちょっとそのあたりの判断もありまして、昨年度につきましては各区長さんへ、それぞれの区の普及率が、接続率の数字、パーセンテージを出しまして、お手元にお渡しをしたとこ

ろでございます。なかなか今申しますように、いろんな諸事情がございます。当然うちのほうといたしましては、もう1件でも多く、一日でも早く100%お願いしたいところでございますけれども、そういったいろんな諸事情もあろうかと思えます。昨年から1年間で、また集落のそういったパーセンテージ、若干変更があつておるところもあろうかと思えますので、数字的には出しまして、その数字をもってどうするかというのは、また今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、事業所についての接続をしてあるところ、していないところっていうところで、そういった今ありますようにステッカーを出してというふうな御意見もあっております。その手法については、もうしばらくちょっと時間をいただきまして、どういった方策でいくのかというのは、ちょっと原課のほうでもうちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書47ページをお願いいたします。

議案第14号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,174万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、51ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

下段でございます。水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、予算説明書の285ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款1項1目農業集落排水施設使用料1節現年度分といたしまして462万7,000円を計上しております。2節滞納繰越分といたしまして1万5,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。3款1項1目1節一般会計繰入金といたしまして2,550万円を計上しておるところでございます。

続きまして、歳出でございます。288ページをお願いいたします。

歳出。1款1項1目一般管理費といたしまして890万9,000円を計上しております。内容といたしましては、職員給与及び一般事務経費といたしまして、13節の委託料として172万円を計上いたしております。これにつきましては、公営企業会計移行のため、下水道台帳管理システムのほうでデータを更新する委託料として計上しておるところでございます。

次ページでございます。2項1目施設維持管理費といたしまして788万1,000円を計上しておるところでございます。内容といたしましては、13節委託料、浄化センター管理委託料といたしまして313万2,000円、汚泥処理委託料として100万5,000円を計上しております。これにつきましては高田今泉浄化センター施設の管理委託料等でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明資料の292ページをお願いいたします。職員数につきましては1名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で683万6,000円を計上しているものでございます。前年度比では79万4,000円の増加でございますが、主な要因につきましては、給与改定、それから住居手当の増等を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書53ページをお願いいたします。

議案第15号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,041万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、58ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」、事項、水洗便所等改造資金の融資先の金融機関に対する損失補償、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

同じく、水洗便所等改造資金の融資を受けた者に対する利子補給交付金、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

下段の「第3表 地方債」でございます。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、限度額590万、起債の方法、証書借り入れ、利率3%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、予算説明書の303ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

1款1項1目浄化槽整備事業分担金110万円、内訳といたしまして、現年度分、10基分を計上しております。

2款1項1目浄化槽施設使用料1,362万6,000円、内訳といたしまして、1節現年度分といたしまして1,360万5,000円、2節滞納繰越分といたしまして2万1,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。3款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金といたしまして、7人槽10基分といたしまして347万7,000円を計上しております。交付金につきましては、工事費の3分の1の補助となっております。

4款1項1目1節浄化槽市町村整備推進事業費県補助金といたしまして、7人槽10基分といたしまして78万2,000円を計上しております。補助金につきましては事業費の7.5%になっております。

次のページでございます。6款1項1目1節一般会計繰入金といたしまして3,300万円を計上しております。

続きまして、歳出の部でございます。307ページでございます。

歳出。1款1項1目一般管理費といたしまして914万7,000円を計上しております。内

容といたしましては、人件費関係及び一般事務経費及び13節の委託料238万円を計上しておるところでございます。この委託費につきましては、公営企業会計へのための下水道台帳管理システムへのデータ移行をするための委託料として計上をしておるところでございます。

2項1目施設維持管理費といたしまして3,069万4,000円を計上しております。内容といたしましては、13節浄化槽清掃管理委託料として2,947万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。2款1項1目浄化槽建設費といたしまして1,063万7,000円を計上しております。内容といたしましては、15節工事請負費1,043万円、これにつきましては7人槽の10基を設置予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の312ページになります。職員数につきましては1名でございます。給与費、退職手当組合負担金、共済費、合計で519万9,000円を計上しているものでございます。前年度比では11万3,000円の減少となっているものです。要因につきましては、人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この浄化槽整備事業なんですけど、当初、事業出るのが10年ということで、平成24年に終わるということだったんですが、延長ということで、28年度までだったかな——という、何か聞いてたような、34年まで10年延長か、ちょっとその辺確認をしたいのと、国から何か通知が37年までやるようにというような通知が来たこともちょっと聞いたことがありますから、その辺の確認ですね。いつまでこの事業をやるのか。

それともう一つ、ちょっと聞き取りにくかったんですが、309ページの15節の工事請負費ですね、1,043万、計上されていますが、何人槽を何基というのは、ちょっと聞き取りにくかったからもう一度お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ちょっと前後いたしますけれども、工事請負費のほうでございますが、7人槽を10基予定をしておるところでございます。7人槽の10基分でございます。ちなみに28年度は5基の申請が上がってきておるところでございます。

それから、（発言する者あり）浄化槽の事業についてでございます。浄化槽の事業につきましては、特に姫治校区が公共下水道では費用対効果的に言って下水が無理だということで、浄化

槽整備でいこうというふうなところで、今現在浄化槽整備の工事をやっておるところでございます。

今、議員さん御質問がありますように、正式に何年度までっていうところをどうかということでございます。それにつきましては、ちょっと手元のほう、また資料をちょっと確認をいたしまして、後ほど説明をさせていただきたいというふうに思っております。済いません。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） さっきの下水道の接続率と一緒にですけど、下水道の接続率も昨年の、28年1月1日付の行政区ごとのやつは資料をいただいたのはわかっているんですけど、この浄化槽の接続率に関してもいただいているんですよ、1月1日付で。大体浄化槽つけたら100%のところはほとんどが多いんですけども、全部のみちいうんですかね、浄化槽を市町村型の合併浄化槽をしてるところの全部のみちいうのが、まだ全体でも48%ぐらいしか入っていないと。多分、距離が長いとかいろんなこともあるし、高齢化で費用が発生するとかいうこともあるかと思えますから、先ほどの下水の普及と一緒に、こちらも普及に努めていただきたいと思いますんですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この浄化槽の推進でございます。当然、公共下水道が延ばせないところについて、この合併浄化槽で対応をしようというふうなところでございます。この対象地域につきましては、特に姫治校区がメインでございます。やはり管路を延ばすよりも浄化槽でいかないと設備投資、経費がかなりかかるというところで、浄化槽をもってその処理をしようというふうな計画に基づいて今進めておるところでございます。

現状といたしまして、やはり姫治校区、特に山間部から上のほうに行きますと、全国的にも申しますように少子高齢化、そういったところにおきまして、やはり補助はありますけれども、そうした中でやはり自己資金も結構かかるというところがございます。生活環境改善及び自然環境の保全のために下水道ということ、浄化槽の設置というふうなお願いはするわけでございます。広報等におきまして、そういった浄化槽、水質保全のための下水の処理というところを出してはおりますけれども、なかなか余り強制をすることもできないと、しかし、こういった事業もありますと、補助もありますというふうなところで、山間部、浄化槽設置区域の方の未設置の部分につきましては、そういった広報等も重ねながら、推進のほうを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしていました議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付してありました議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時50分散会
